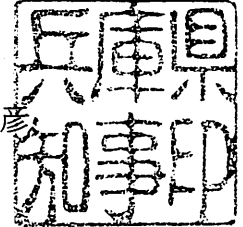


水 第 1337 号
令和3年10月15日

兵庫県内水面漁場管理委員会

兵庫県知事 齋藤元彦



資源管理の状況等の報告について

漁業権者より漁業法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告がありましたので、同条第2項の規定により報告します。

1 漁業権の種類及び免許番号

報告のあった漁業権の種類及び免許番号

漁業権の種類	免許番号
第5種共同漁業権	内共第1号、内共第2号、内共第3号、内共第4号、内共第5号、内共第6号、内共第7号、内共第8号、内共第9号、内共第10号、内共第11号、内共第12号、内共第13号
第1種共同漁業権	内共第14号、内共第16号、内共第17号

2 報告の対象となる期間

令和2年1月1日から12月31日まで

(※内共第4号の一部は令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

3 資源管理に関する取組の実施状況 (対象：共同漁業権)

すべての漁業権者がカワウの追払いや駆除等のカワウ対策又は漁業権対象種以外の増殖を実施。

4 操業（採捕）日数、漁獲（採捕）量その他漁場の活用状況

○操業（採捕）日数

多くで組合員行使者1人当たりの平均年間採捕日数30日未満であったが、あゆ漁業、溪流魚（あまご、やまめ、いわな、にじます）漁業、うなぎ漁業、もくずがに漁業では、30日を超えて活用されている漁場もあった。

○漁獲（採捕）量

共同漁業権漁場（特定漁場を除く）における採捕量：約102t

5 組合員行使者の数及び組合員行使権の行使の状況 (対象：団体漁業権)

○組合員行使者の数

あゆ漁業、溪流魚（あまご、やまめ、いわな、にじます）漁業、うなぎ漁業、もくずがに漁業で行使者が多く、こい漁業、ふな漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業で行使者が少ない傾向にあった。

○組合員行使権の行使の状況

4 操業（採捕）日数のとおり。

意見

令和2年4月7日に発令された新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る緊急事態宣言による人流抑制措置で、従前より漁場の活用状況は低かったが、報告のあった全ての漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用していると認められる。

ただし、内共第6号及び内共第9号については、組合員の高齢化により行使者数がかなり少なかったことから、令和5年の漁業権切替に向けて今後の漁場の活用状況を注視していく必要がある。